

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 10 日

新潟県知事 殿

提出者

住所 新潟県上越市頸城区西福島28番地1

氏名 信越化学工業株式会社 直江津工場
工場長 柴野 由紀夫

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-545-2000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	信越化学工業株式会社 直江津工場
事業場の所在地	新潟県上越市頸城区西福島28番地1
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	化学工業
②事業の規模	122,000百万円
③従業員数	1300名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙(1)による

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙(2)による

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度 (6 年度) 実績】		廃油	廃酸	廃アルカリ	PCB汚染物	汚泥			
① 現状	特別管理産業 廃棄物の種類								
	排出量	5,471.00 t	835.28 t	20.41 t	0.83 t	54.51 t	t	t	t
② 計画	特別管理産業 廃棄物の種類								
	排出量	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまで実施した取組)		廃溶剤の焼却により発生量を低減させる。							
【目標】									
② 計画	特別管理産業 廃棄物の種類								
	排出量	7,650.00 t	1,100.00 t	20.00 t	0.00 t	70.00 t	t	t	t
② 計画	特別管理産業 廃棄物の種類								
	排出量	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)		引き続き、廃溶剤の焼却により発生量を低減させる。							

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

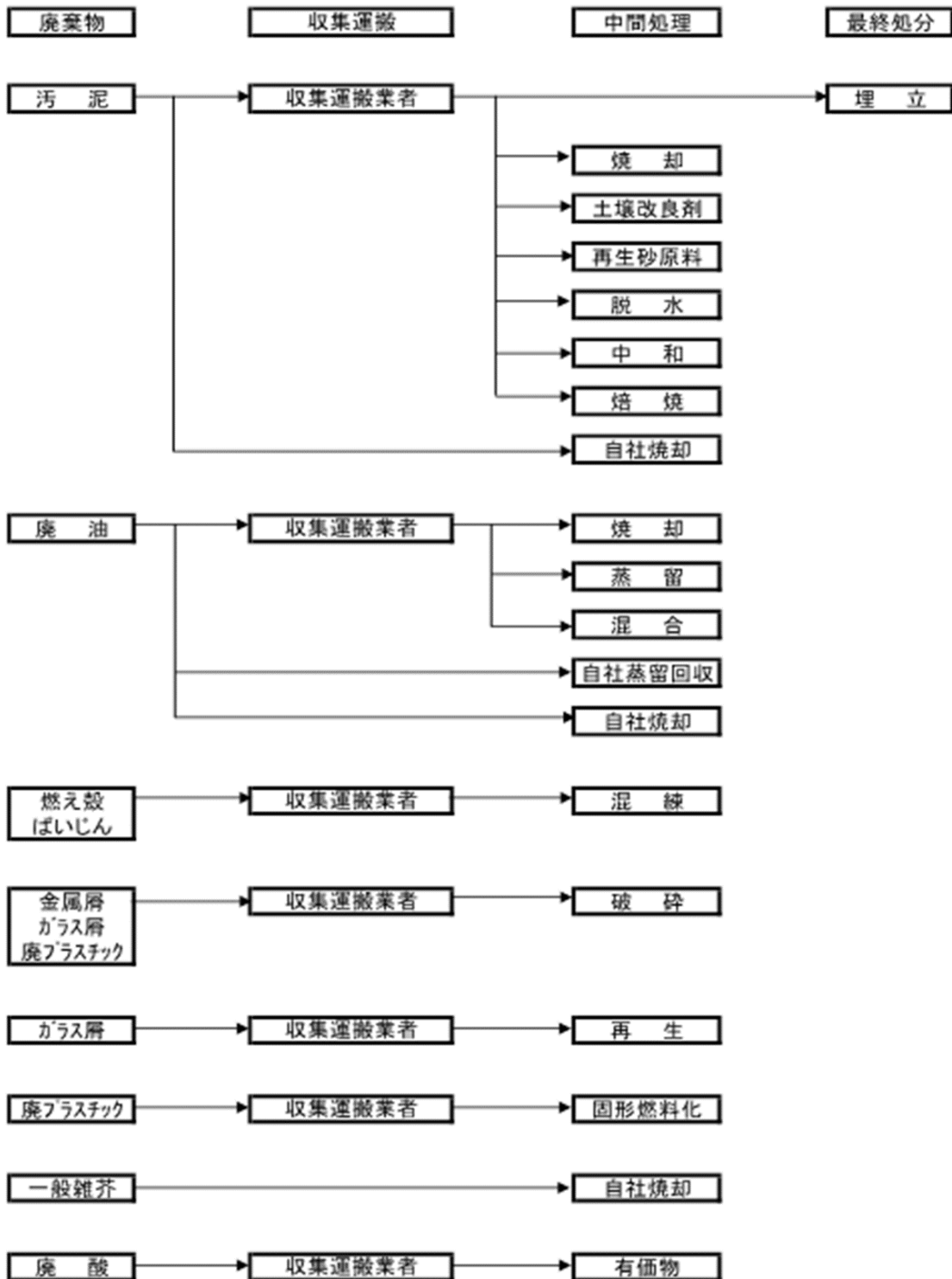
① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	各廃棄物について分別を確実に行う。	
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	引き続き確実な分別を行う。	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項										
① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	PCB汚染物	汚泥				
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類									
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)										
特に実施していない。										
② 計画	【目標】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	PCB汚染物	汚泥				
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類									
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)										
特に実施していない。										
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項										
① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	PCB汚染物	汚泥				
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	5,471.00	0.00	0.00	0.00	0.00	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	5,471.00	0.00	0.00	0.00	0.00	t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類									
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
(これまでに実施した取組)										
廃油の焼却の実施。										
② 計画	【目標】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	PCB汚染物	汚泥				
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	5,500.00	0.00	0.00	0.00	0.00	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	5,500.00	0.00	0.00	0.00	0.00	t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類									
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
(今後実施する予定の計画)										
引き続き廃油の焼却を継続する。										

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項										
① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	PCB汚染物	汚泥				
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類									
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)										
特に実施していない。										
② 計画	【目標】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	PCB汚染物	汚泥				
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類									
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)										
特に実施していない。										
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項										
① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	PCB汚染物	汚泥				
	全処理委託量	2,327.88	835.28	20.41	0.83	54.51	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	2,317.40	744.44	20.41	0.83	54.51	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,796.85		20.41		54.51	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	2.02				29.79	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	69.18				11.85	t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類									
	全処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
(これまでに実施した取組)										
委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を締結する。										

⑨ 計画	【目標】										
	特別管理産業 廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	PCB汚染物	汚泥					
	全処理委託量	2,400.00 t	850.00 t	20.00 t	0.00 t	70.00 t					
	優良認定処理業者 への処理委託量	2,100.00 t	750.00 t	20.00 t	0.00 t	70.00 t					
	再生利用業者 への処理委託量	1,796.85 t		20.00 t		70.00 t					
	認定熱回収業者 への処理委託量	5.00 t				40.00 t					
	認定熱回収業者 以外の熱回収を行う 業者への処理委託量	70.00 t				15.00 t					
	特別管理産業 廃棄物の種類										
	全処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者 以外の熱回収を行う 業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)											
<p>①. 可能な限り場内焼却炉にて、焼却処分を行う。</p> <p>②. 可能な限り再生利用、熱回収利用等有効利用のできる廃棄物業者へ処理を委託する。</p>											
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（6年度）実績】										
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)					3183.57					t
(今後実施する予定の取組等)											
全ての廃棄物処理委託を電子マニフェストにて実施する。											
※事務処理欄											

産業廃棄物・特定産業廃棄物の処理処分工程



(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者		所 属:直江津工場	職・氏名:工場長
廃棄物担当		組織名:環境保安部 組織人数:3人(廃棄物担当)	職・氏名:担当部長
役割	環境管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正化の推進、廃棄物の計画的な管理運営において必要な事項の検討を行う。 ・委員長---工場長 ・委員---工場長指名の関連部課長 ・事務局---環境保安部	
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○工場廃棄物管理規則の改廃 ○廃棄物処理に関する諸事項の決定・承認	
	廃棄物管理担当課長	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理表の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○従業員及び関連会社への教育・啓発 ○その他廃棄物に関する事項	